平成２３年（フ）第３４１号
沖縄県那覇市繁多川２丁目３番36号
債務者　與儀早智子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３５１号
沖縄県糸満市字糸満2041番地の１オアシス糸満207号
債務者　奥原　睦子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３５８号
沖縄県那覇市壺屋１丁目18番１号島袋アパート402
債務者　東　　忠吏
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２０３号
広島県府中市上下町上下1049番地
債務者　長　　操
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第８９号
群馬県桐生市仲町２丁目３番５号
債務者　伊藤　良江
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１９２４号
名古屋市名東区天神下101番地　市営天神下荘１棟102号
債務者　松永　弓子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０７８号
愛知県半田市瑞穂町４丁目４番地の６
債務者　高江洲　祐
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０９６号
愛知県知多郡阿久比町大字宮津字**飛**田６番地１
債務者　十和田勝子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７７８号
神戸市垂水区千代が丘２丁目１番18―103号
債務者　井尻　　寛
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８７０号
神戸市垂水区神陵台９丁目５番12号
債務者　佐納眞智子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９７８号
神戸市東灘区田中町５丁目１番12―302号
債務者　服部　俊明
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８５号
神戸市東灘区住吉宮町３―２―７―301、住民票上の住所神戸市灘区高羽町１丁目４番13―501号
債務者　辻　　麻衣
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９９１号
神戸市中央区熊内町７丁目４番４号　中央コア601号
債務者　山中　和憲
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０号
鳥取県鳥取市上原584番地、旧住所鳥取県鳥取市福部町海士223番地32
債務者　見浦まゆみ（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０号
鳥取県米子市米原１丁目１番46―407号
債務者　三浦　　顕
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１１号
鳥取県米子市米原１丁目１番46―407号
債務者　三浦　　懋
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１４１号
鳥取県米子市淀江町佐陀2112番地19、住民票上の住所鳥取県米子市富益町１番地31
債務者　中林　明彦
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１１７号
広島県尾道市瀬戸田町名荷1134番地２
債務者　波戸岡　豊
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係